
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース 2015/10/15 号 (No. 212)

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

ジェトロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利(発明、実用新案、意匠)の個別事案、技術取引における法務/金融/契約等に関する無料相談サービスを実施しています。

本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

本サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- 北京天達共和法律事務所
- · 北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

<必要事項>

- ·相談者情報(勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail)
- 相談希望日時
- ・相談内容(相談の背景、現状問題となっている事項を含め、可能な範囲で詳細にご記入ください)

※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

ジェトロ北京事務所知的財産権部

E-Mail: PCB-IP@jetro.go.jp

【最新ニュース・クリッピング】

- 法律·法規等
- 1. 「浙江省専利条例」が省人代常務委員会で採択(国家知識産権網 2015年9月29日)
- 2. 改正「工商行政管理機関法執行監督規定」、12 月より施行(工商総局公式サイト 2015 年 9 月 28日)
- 3. 「安徽省専利条例」採択、省政府による専利賞設置を決定(国家知識産権網 2015年9月28日)
- 〇 中央政府の動き
- 1. 張茅国家工商総局局長、ダムスゴー駐中国デンマーク大使と会談(工商総局公式サイト 2015年9月29日)
- 2. 中米専門家が北京で会合、特許審査自動化を議論(中国知識産権資訊網 2015年9月25日)
- 3. 国務院、知的財産権保護と独占対策に関する制度整備を強化へ(国家知識産権網 2015年9月23日)
- 〇 地方政府の動き
- 1. 広東、自貿区の知的財産権活動に関する「指導意見」を発布(国家保護知識産権網 2015 年 9 月 30 日)
- 2. 山東、イノベーション駆動戦略の徹底に関する意見を発布(国家知識産権戦略網 2015年9月30日)

3. 広東と香港、2015~2016 年度の知的財産権保護協力協定を締結(国家知識産権網 2015 年 9 月 30日)

〇 ニセモノ、権利侵害問題

- 1. 北京、税関と郵政が提携、模倣品摘発を強化(中国打撃侵権工作網 2015年9月30日)
- 2. 中国公安部と米国土安全保障省、知的財産権国際犯罪を共同摘発(公安部サイト 2015年9月28日)

〇 統計関連

1. 「2015 中国エンジニアイノベーション指数」が発表(国家知識産権戦略網 2015 年 10 月 4 日)

〇 その他知財関連

- 1. 特許年金減免期限を延長、権利付与後6年に(国家知識産権網 2015年9月30日、国家発展改革委員会サイト 2015年9月24日)
- 2. 第8回両岸専利フォーラムを広州で開催、SIPO何志敏副局長が出席(国家知識産権網 2015年9月 23日)

●ニュース本文

O 法律・法規等

★★★1. 「浙江省専利条例」が省人代常務委員会で採択★★★

9月25日、浙江省第12期人民代表大会(人代)常務委員会が開いた第23回会議で、「浙江省専利条例」が賛成53票、棄権3票で採択された。来年1月1日より施行される。

現行の「浙江省専利保護条例」は、1998年に省人代常務委により採択され、2005年と 2011年の 2回にわたる改正がなされた。同条例の実施で、浙江省の専利事業は速い発展を実現した。新「条例」は、浙江省が近年、専利活動で積み重ねた経験を総括したうえ、イノベーション発展戦略を制限する体制上の障害の排除を狙い、専利内容の拡充、政府職責の強調、専利運用の促進、専利保護・サービス・管理の強化などに関する内容を盛り込んだ。浙江省の専利戦略の実施を一層推進するものとみられる。

(出典: 国家知識産権網 2015年9月29日)

★★★2. 改正「工商行政管理機関法執行監督規定」、12月より施行★★★

国家工商行政管理総局は、改正「工商行政管理機関法執行監督規定」(以下、「規定」)を発表した。新「規定」は26条からなり、2015年12月1日より施行する。

「規定」はまず、「法執行監督」の定義と範囲を明確にした。それによると、「法執行監督」は主に、工商行政管理法律、法規、規則及び規範性書類の執行状況、規範性書類の制定プロセスと内容が合法であるか否か、行政処罰、行政許認可、行政強制等の具体的行政行為が合法、適切であるか否か等を含む。

「規定」はまた、▽各級の工商行政管理機関が行政処罰案件聴取制度を導入すること、▽各級の工商行政管理機関が毎年に本機関と下級の工商行政管理機関の行政処罰、行政許認可等の行政法律執行の書類に対して評議・審査を行うこと、▽各級の工商行政管理機関が行政再審査、行政訴訟と行政賠償案件に対して統計、分析を行うこと、▽各級の工商行政管理機関が行政処罰の自由裁量権基準制度を完備すること、▽行政処罰自由裁量権の基準を細分化、数値化し、情報化手段を運用し、行政処罰自由裁量権の行使を規範化することなどを明確にした。

(出典:工商総局公式サイト 2015年9月28日)

★★★3. 「安徽省専利条例」採択、省政府による専利賞設置を決定★★★

9月24日、安徽省第12期人民代表大会常務委員会の第23回会議で、「安徽省専利条例」が採択された。専利(特許、実用新案、意匠)の創造・運用・保護・管理の各分野に関する内容が盛り込まれている。2016年1月1日より施行される。

「条例」によると、省人民政府は専利賞を設置し、発明創造や専利実施を通じて安徽省の経済、社会の発展推進で目立った貢献をした者を報奨する。また、▽県級以上の人民政府で発明創造の奨励メカニズムを整備し、特許を取得した発明に対し資金援助を行い、▽専利詐称行為の法的責任を明確にし、展示会における専利違反行為を厳罰する――など、専利の奨励、保護、法的責任に関する施策を打ち出した。

安徽省は 2005 年 10 月、現行の「安徽省専利保護・促進条例」を採択し、翌年 1 月 1 日に施行した。 新条例は「安徽省専利保護・促進条例」を基に改正したものである。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 9 月 28 日)

〇 中央政府の動き

★★★1. 張茅国家工商総局局長、ダムスゴー駐中国デンマーク大使と会談★★★

9月25日、中国国家工商行政管理総局の張茅局長と駐中国デンマーク大使、A・カーステン・ダムスゴー氏が北京で会談した。張局長は、知的財産権保護活動は国内外企業のために公平に競争できる市場を提供していると指摘し、デンマーク関連当局と交流、協力を強化し、積極的な措置で商標保護を強化し、両国の経済貿易関係を絶えず推し進めていきたいと表明した。

張局長はまた、工商総局が進めている商事制度改革、商標登録管理などの活動を紹介した。近年、 デンマーク企業による中国での商標登録出願が急増し、累計登録件数が1万件を超えているという。

ダムスゴー大使は、商標保護活動は両国にとって非常に重要であり、工商総局の商標保護活動で中国に進出しているデンマーク企業の自信が増しているとの認識を示したうえ、「商標保護分野の協力成果に満足している」と語った。

(出典: 工商総局公式サイト 2015年9月29日)

★★★2. 中米専門家が北京で会合、特許審査自動化を議論★★★

国家知識産権局・専利局自動化部が運営を担当する中米自動化専門家会合が、このほど北京で開催された。国家知識産権局条法司、国際合作司、専利局審査業務管理部、専利文献部の関係者が出席し、 米国専門家と議論を交わした。

会合で米国の特許出願全過程を電子処理するシステム(PE2E)の最新状況が紹介された。会合においては、中米間の中長期情報化計画、クラウド特許審査協力、データ協力、意匠優先権書類交換などについても踏み込んだ交流が行われた。

このほか、双方は、OPD (ワンポータルドシエ情報) を経由してクラウド特許審査システムに米国の電子データを提供することと、国家知識産権局による米国画像データ配信の可能性を引き続き検討することなどで合意した。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年9月25日)

★★★3. 国務院、知的財産権保護と独占対策に関する制度整備を強化へ★★★

中国共産党中央委員会と国務院はこのほど、「開放型経済新体制の構築に関する若干意見」(以下、「若干意見」)を正式に発布し、知的財産権保護と独占対策に関する制度整備を強化する方針を明らかにした。

「若干意見」は、統一的で開放的な、秩序ある市場システムと管理ルールを確立し、政府職能の転換を加速させ、経済の管理運行体制を改善するために、中国は知的財産権保護と独占対策に関する制度整備を強化し、統一的な市場と公平な競争を妨害する規定を取り除く方針であると指摘した。また、

すべての企業が平等に生産要素を利用でき、公開・公平・公正な市場競争に参与でき、同様の法的保護を受けるよう取り組むとしている。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 9 月 23 日)

〇 地方政府の動き

★★★1. 広東、自貿区の知的財産権活動に関する「指導意見」を発布★★★

広東省知識産権局と広東省自由貿易試験区(自貿区)活動弁公室は、自貿区における知的財産権活動の強化をねらい、「中国(広東)自由貿易試験区知的財産権活動の強化に関する指導意見」を共同で発布した。

「指導意見」は、▽知的財産権管理と法執行体制、▽知的財産権紛争の多次元的解決メカニズム、 ▽新型の知的財産権運営メカニズム、▽知的財産権金融サービス、▽特許ナビゲーション、▽知的財産権サービスのモデル転換・グレードアップ——の6分野における12の重点活動を定めた。

また、「指導意見」は各地方が知的財産権活動の指導、協調と、知的財産権人材の育成、誘致など を強化することを求め、特に自貿区における知的財産権金融サービスの発展、特許出願手続きの簡素 化、特許ポートフォリオの作成を強調した。

(出典:国家保護知識産権網2015年9月30日)

★★★2. 山東、イノベーション駆動戦略の徹底に関する意見を発布★★★

「中国共産党山東省委員会・山東省人民政府、イノベーション発展駆動戦略の実施徹底に関する意見」(以下、「意見」)がこのほど発表された。5部分23条からなるこの「意見」の第4部分は、公平に競争できるイノベーション環境の構築を通じて、知的財産権の創造・運用・保護レベルの向上に努めるよう求めている。

「意見」は、特許を取得した企業への補助金や、企業知的財産権標準管理の普及推進、イノベーション成果移転の支援、専利賞の賞金額増加などで知的財産権の創造を奨励するとしている。また、▽知的財産権運用会社の設立を奨励し、知的財産権担保融資リスク補償基金を設置するなどして知的財産権の運用を支援し、▽行政法執行を強化し、知的財産権裁判体制を改善し、戦略的新興産業知的財産権保護連盟の設立を支援するなどして知的財産権の保護を強化する――旨の内容が盛り込まれている。

(出典:国家知識産権戦略網2015年9月30日)

★★★3. 広東と香港、2015~2016 年度の知的財産権保護協力協定を締結★★★

このほど開催された広東香港協力合同会議の第 18 回会合で、広東省知識産権局と香港知識産権署が 「広東香港知的財産権保護協力協定(2015~2016)」を締結した。双方は 2015~2016 年度において、 6 分野の 21 協力事業を実施することで合意した。

広東省知識産権局の責任者によると、6 分野はそれぞれ、▽知的財産権協力メカニズムの深化▽地域をまたぐ協力の強化▽知的財産権貿易協力の推進▽知的財産権交流の推進▽知的財産権サービスの改善▽普及啓発事業の実施——である。

広東と香港は、2003 年に知的財産権保護に関する協力メカニズムを確立した。これまでに 178 の協力事業を完成し、双方の知的財産権事業とイノベーションの発展を支えてきた。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 9 月 30 日)

〇 ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 北京、税関と郵政が提携、模倣品摘発を強化★★★

中国の主な航空税関として北京経由の国内宛て国際郵便物は全体の約7割を占める。2010年以降、 国際電子商取引の発展に伴い、北京の国際小包業務は年平均166%の伸び幅で急増し、2014年は7584 万件に達している。内容品は主に電子、靴・帽子、アパレルなどである。

中国製品の国際イメージを守るための「清風行動」とインターネット上の権利侵害・模倣品摘発特別行動において、北京の税関と郵政部門は緊密に提携して、様々な措置を講じて郵送ルートの監視管理を強化してきた。過去1年間で権利侵害の国際小包2533点、権利侵害商品3156点を摘発した。

北京市の権利侵害模倣品摘発活動指導グループは、税関や郵政など部門間の協調を深め、「清風行動」とインターネット上の権利侵害・模倣品摘発特別行動を引き続き推進し、国境をまたぐ電子商取引の規範化に取り組むこととしている。

(出典:中国打擊侵権工作網 2015年9月30日)

★★★2. 中国公安部と米国土安全保障省、知的財産権国際犯罪を共同摘発★★★

中国公安部と米国国土安全保障省(DHS)は、国境をまたぐ知的財産権国際犯罪事件を共同で摘発した。中国の公安機関は容疑者3人を逮捕し、トヨタ、ホンダ、フォード、メルセデス、アウディを含む10数ブランドの偽物エアバッグの完成品500点、半製品1600点以上を差し押さえた(総額約700万元)。米国移民税関捜査局(ICE)は、米国人容疑者2人が中国から偽物エアバッグを輸入し、インターネットを利用した米国内で販売していたとして捜査を進めている。

中国公安部と米 DHS は今年 4 月に行った大臣級会合で、国境をまたぐ知的財産権犯罪の摘発で協力を強化するとの合意に達している。双方の捜査担当者は、今回の共同エンフォースメントは合意徹底に向けた重要な取り組みで、両国が国際犯罪を容赦なく摘発する「ゼロ容認」姿勢を続ける決意の表れであると強調した。

(出典:公安部サイト 2015年9月28日)

〇 統計関連

★★★1. 「2015 中国エンジニアイノベーション指数」を発表★★★

9月24日に発表された「2015中国エンジニアイノベーション指数」によると、イノベーション活動に興味があるエンジニアは全体の87.8%に達し、過去1年間で専利権を取得したエンジニアは同63.2%であることがわかった。一方、EUや米国、日本の特許権を取得したことがないと回答した者は86.5%に達する。

エンジニアによるイノベーション活動への影響が大きい政策に関して、回答者の約6割(59.1%)が「知的財産権保護」を選んだ。次いで、「企業による人材育成の奨励策」が58.9%、「技術交流と成果共有システムの構築」が52.4%、「産業支援政策」が46%、「イノベーションを支える金融サービス」が42.4%、「税収の優遇政策」が41.1%と続く。

同調査は、接続技術において世界をリードする TE Connectivity 社と中国工業・情報化部の電子科学技術情報研究所が、昨年6月から今年6月にかけて国内のエンジニア 1219 人を対象に共同で実施したものである。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015 年 10 月 4 日)

〇 その他知財関連

★★★1. 特許年金減免期限を延長、権利付与後6年に★★★

国家発展・改革委員会と財政部がこのほど発布した「住宅譲渡手数料商標登録受理費用など行政費用徴収基準の引き下げに関する通達」で、今年10月15日より、工商部門の商標登録受理(商標登録出願料は、現行の800元から600元に減額。出願時の指定商品/役務が一区分10個を超える場合の追加料金については、指定商品/役務1個当たり80元から60元に引き下げ。)、農業部門と林業部門

の植物新品種保護権、新聞出版広電部門のソフトウェア著作権申請・登録に関する料金を引き下げる と決定した。

「通達」はまた、2016年1月1日より、国家知識産権局の特許年金減免期限を延長することを明らかにした。「特許費用減免弁法」に定められた要件を満たし、国家知識産権局専利局の認可を受けた特許年金の減免期限を、現行の特許権付与後3年を特許権付与後6年に延長することとしている。

(出典:国家知識産権網 2015年9月30日、国家発展改革委員会サイト2015年9月24日)

★★★2. 第8回両岸専利フォーラムを広州で開催、SIPO何志敏副局長が出席★★★

9月22日、中華全国専利代理人協会と台湾工業総会が共催し、広東省知的財産権研究会が運営を担当する第8回両岸専利フォーラムが広東省広州市で開催された。中華全国代理人協会の高級顧問を務める国家知識産権局(SIPO)何志敏副局長、台湾工業総会の蔡練生秘書長、台湾工業総会智慧財産権委員会の王美花高級顧問、中華全国代理人協会の楊梧会長が出席し、演説を行った。広東省の陳雲賢副省長が開幕式で挨拶を行った。

何志敏副局長は両岸の専利分野における協力事業の発展と成果を振り返った。蔡練生秘書長、王美花高級顧問、楊梧会長はそれぞれ演説の中で、両岸の知的財産権協力の最新状況を説明し、双方間の知的財産権交流、協力を引き続き推し進めていきたいと表明した。

参会者らはフォーラムで、専利に関する法整備、知的財産権裁判所による専利関連事件の審理、専利ポートフォリオなどのテーマを巡って議論を交わした。両岸の専利管理当局や産業界、代理機構からの代表 200 余名がフォーラムに参加した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 9 月 23 日)

【バックナンバー等の閲覧】

中国の知財関連情報全般、関係法規、本ニュースレターのバックナンバー等をご覧になりたい方は、 弊部ホームページにアクセスして下さい。

http://www.jetro-pkip.org/

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: PCB-IP@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved